

平成26年(く)第24号 即時抗告申立事件
申立人 守 大 助

2014年11月6日

補 充 意 見 書

仙台高等裁判所 第1刑事部 御中

| | | | | |
|--------|---|---|---|-------|
| 申立人弁護人 | 佐 | 藤 | 正 | 明佐藤謹印 |
| 同 | 阿 | 部 | 泰 | 雄 |
| 同 | 小 | 関 | | 眞 |
| 同 | 阿 | 部 | | 潔 |
| 同 | 野 | 呂 | | 圭 |
| 同 | 原 | 田 | | 憲 |
| 同 | 宇 | 部 | 雄 | 介他 |

1 刑事裁判の認定と確定判決の事件性認定

刑事裁判において主要事実を認定するには、直接証拠による証明か、証拠によって間接事実を証明し、証明された（通常は複数の）間接事実から主要事実を推認するという手法の、いずれかによる。

この認定の構造を末尾に「資料1」として図示する。

本件は「事件性の有無」が確定審以来の争点である。

確定判決は、要証事実「鑑定資料中に筋弛緩剤マスキュラックスの成分ベクロニウムそのもの（未変化体）が含有されること」を、土橋鑑定が直接的に証明していると認定した。土橋鑑定は事件性を直ちに認定できる唯一の直接証拠と位置付けられていたのである。

確定判決の事件性認定構造を末尾に「資料2」として図示する。

土橋鑑定は、分析対象化合物であるベクロニウムの精密質量を直接計測しようとするものでなく、ベクロニウムの標準物質（以下、標品）の質量分析結果と鑑定資料の質量分析結果を比較対照することにより、鑑定資料中に含有される化合物を定性しようとする比較

鑑定の手法を探っている。

さらにその分析はベクロニウムを質量分析すると m/z 258 のイオンが検出されることを前提としており、現にベクロニウム標品と鑑定資料の双方から m/z 258 のイオンが検出されたとする。

したがって、土橋鑑定では、そもそも論として、「ベクロニウムから m/z 258 のイオンが検出されること」が、分析化学鑑定としての信頼性と正確性が肯定される根拠となっている。

2 志田実験鑑定で m/z 258 の検出が否定された

志田実験鑑定書は、実証データによりベクロニウムの標品の質量分析では決して m/z 258 が検出されないことを証明した。

ベクロニウムから m/z 258 が検出されることを大前提とする土橋鑑定の手法では「鑑定資料中のベクロニウムの含有」を証明できないことが明確になり、事件性を認定できる証拠は失われた。

志田鑑定の実質的証明力を末尾に「資料3」として図示する。

確定判決の事件性認定の根拠が失われたのであり、再審の開始は免れないことになった。ところが、原審検察官そして原決定は、様々な理屈を開いて確定判決は維持されるとする。

3 検察官は m/z 258 を分解物(変化体)のイオンと認めた

検察官は志田鑑定に対して実験による反論ができず、「ベクロニウムから m/z 258 が検出されること」を積極的には主張しないとした。そして土橋鑑定がベクロニウムの標品から検出した m/z 258 は、ベクロニウムの分解物(変化体)の分子量関連イオンであることを遂に認めた。

その上で、 m/z 258 は、ベクロニウムが分析中に加水分解したか開裂したか、いずれかの可能性があるとし、土橋鑑定では要証事実「鑑定資料中のベクロニウムの含有」を証明できなくなつたことを認めた。さらに、土橋鑑定が事件性の証明力を失つたことから、確定審で強く主張していた鑑定資料の全量消費を事実上撤回し、土橋らは本件鑑定の直後、廃棄予定で冷凍保管されていた鑑定試料を新たな知見に基づき別の手法で質量分析したところ、ベクロニウムの分子量関連のイオンである m/z 279 を検出していたとする「鑑定書に関する補足事項」(検察官意見書(1)別添資料10)を提出した。その上で「この補足事項は、各被害者の血清等生体資料や被害者らに

対し用いられた点滴溶液にベクロニウムが含まれていたことを直接明らかにできる事件性認定のための有力な資料であることに疑いを容れる余地はなかった。」「補足事項は、再審請求事由に理由のないことを決定づける証拠として位置づけられることに疑いの余地はない」などと主張するに至った。

このような「証拠」を再審請求審に提出することが許されない点については、多言を要しない。

この検察官主張の認定構造を末尾に「資料4」として図示する。

4 原決定も m/z 258を分解物(変化体)のイオンと認めた

仙台地裁は「 m/z 258はベクロニウムの脱アセチル化体(分解物・変化体)の分子量関連イオンに相当するイオンである」と明確に認めた。一方で、ベクロニウムの分子量関連の m/z 557や m/z 279を検出する方法はベクロニウム未変化体の定性手法であるが、 m/z 258を検出した土橋鑑定も、これらと並びベクロニウムの未変化体を定性できる合理的で正当な手法であるとした。

しかし、 m/z 258をベクロニウムの分解物(脱アセチル化体)の分子量関連イオンであると判示したのであるから、上記の「 m/z 258の検出」という土橋鑑定の手法ではベクロニウム未変化体を検出したものか変化体を検出したものか区別することができないとする弁護人の主張を実質的に認めることとなった。

そして、土橋鑑定を「鑑定資料中のベクロニウム未変化体の含有」を証明する証拠とすることができなくなり、同鑑定を単に「鑑定資料から m/z 258を検出した」と位置付けることにしたのである。

だが、「鑑定資料から m/z 258を検出した」ということは、土橋鑑定から得られる証拠としての情報にすぎず、刑事訴訟における実体的事実ではない。原決定はこの証拠としての情報から「ベクロニウムの未変化体又は変化体が鑑定資料中に存在したこと」が推認できるとして、あたかも証明論における第2間接事実から上位の第1間接事実が推認されるかのような構成をしている。しかし、刑事訴訟における事実認定としては明白な誤りである。

原決定の事件性認定構造を末尾に「資料5」として図示する。

これは間接証拠から間接事実を証明し、証明された間接事実から主要事実を推認するという刑事訴訟における認定方法ではない。

主要事実の認定方法は添付資料1で図示したとおりであり、原決定のように証拠による事実証明が何一つなく、推認だけで事実認定しようとする手法は刑事裁判においては認められない。

刑事訴訟法第317条規定の「事実の認定は、証拠による。」という証拠裁判主義に明確に違反している。

5 「m/z 258 検出」では分解物の検出を否定できない

土橋鑑定による「事件性の証明」は、新証拠の志田鑑定書により明確に否定された。

ところで、確定判決は「質量分析によりベクロニウムの未変化体からm/z 258が検出されること」を前提とする土橋鑑定によって要証事実の「鑑定資料中のベクロニウムの含有」が証明されたとし、主要事実の「患者に対して筋弛緩剤マスキュラックスが投与されたこと」すなわち事件性が直ちに認定できるとしていた。

しかし、この証明と認定の論理はm/z 258がベクロニウムの分解物(変化体)の分子量関連イオンであることを正確に認識ないし把握していない。確定判決は、単に、土橋鑑定が検出したとするm/z 258をベクロニウム未変化体から検出されるイオンと判断していたのである。

これに対して、原審の検察官と原決定は、m/z 258を検出したとしている土橋鑑定を合理的に説明する必要上、m/z 258はベクロニウムの分解物(変化体)の分子量関連イオンであると認めるに至った。志田実験鑑定を否定できなかったのである。

そうすると、土橋鑑定はベクロニウム分解物と区別して「未変化体を検出した」とは言えなくなった。すなわち、仮にベクロニウム未変化体からm/z 258が検出されるとしても、同イオンはベクロニウムの分解物(変化体)の分子量関連イオンの指標である。したがって、m/z 258を検出したとしている土橋鑑定はベクロニウムの分解物の検出を否定できることになるからである。

そこで、原審検察官と原決定は、要証事実である「鑑定資料中のベクロニウムの含有」の証明が失われたことを事実上受け入れて、「鑑定資料中に存在していたベクロニウムが加水分解した可能性、又は開裂した可能性がある、そのためにはm/z 258が検出された可能性がある」と述べるとともに(検察官意見書(1)17頁、原決定24頁)、

事件性の存在を説明するために検察官は「m/z 279 検出論」(末尾資料4)、原決定は「証明のない推認論」(末尾資料5)を展開することになったのである。

6 確定判決ではそもそも事件性の証明ができていない

確定審における検察官の事件性立証方法では、「ベクロニウム未変化体からm/z 258が検出されること」が分析化学上是認される必要がある。そして、土橋鑑定でベクロニウムの標品と鑑定資料の双方からm/z 258が検出されたことが前提となって未変化体の検出があると認められ、事件性の証明があるとされた。

だが、志田鑑定は「ベクロニウム未変化体からm/z 258が検出されない」ことを証明し、その結果、ベクロニウムからm/z 258を検出したとする土橋鑑定の誤りが確認された。

これに対し、原決定は「土橋鑑定は加水分解乃至は開裂によってm/z 258を検出した可能性がある。」とした。加水分解となるとそれは失敗した分析であるし、開裂となるとそれは志田実験鑑定で否定されており、検察官は開裂につき実験による反論を断念している。

さらに、仮にm/z 258が加水分解や開裂で検出されたことがあったとしても、m/z 258がベクロニウム分解物(変化体)の指標イオンであることは動かないから、m/z 258の検出をもって、ベクロニウムそのもの(未変化体)の含有・存在を証明することははじめできなかったのである。

事件性の証明ができないという論理は確定判決に内在する。

7 「分解物(変化体)検出」で事件性の証明ができない理由

m/z 258のイオンはベクロニウムの分解物(変化体)の指標イオンである。土橋鑑定で標品と鑑定資料からm/z 258を検出したというのであれば、何故、検察官は、「土橋鑑定はベクロニウムの分解物(変化体)を検出したと主張しなかったのか?」という当然の疑問が出てくる。理由は明快である。

検察官が提出した証拠「マスキュラックスのインタビューホームページ(薬品情報)」(旧甲250号証)に、つぎの趣旨の記載がある。

「いずれの輸液との混合においても混合後24時間まで外観、pH、含量残存率(%)に変化は認められなかった。」「本剤を静脈内投与した患者の血漿及び尿について、本剤と可能性のある代謝物を定量的

に分析した結果、血漿中では未変化体のみが検出され、脱アセチル化体は検出されなかつた。」（同号証の8、22頁）。検察官意見書（1）別添資料16にも同旨の記載がある（7、17頁）。

確定審では血液と点滴残溶液からは、ベクロニウムの未変化体のみが検出されることを前提に審理がなされていたからである。

8 患者の症状等は事件性認定の積極的根拠にはならない

原決定は「確定判決は各患者の急変症状が筋弛緩剤の薬効と矛盾せず、他に急変症状を説明付ける原因が認められないことを主要な根拠として本件各事件性を認定している。」などと判示している。

あたかも、確定判決が鑑定論だけでなく症状論も事件性認定根拠としたかのように論じるが、誤っている。

薬毒物投与事件において症状論は事件性そのものには関わらない。薬毒物投与の結果、それに対応する薬効や症状が発現したと認められるかどうかの問題であり、仮に薬効や症状が出ないとしても実行行為の存在までが否定されることはないからである。

また、ヒトの病変等の症状については、異なる原因から同じ症状が出ることもあり、同じ症状でも異なる原因から発することがあるのは通常人の常識ですらある。一定の症状があったとしても、それが特定の薬毒物事件の事件性の存在を認定する根拠にはならないのである。

確定判決も「各患者の症状は筋弛緩剤の薬効と必ずしも矛盾するものではない。」「各患者の症状を説明付ける他の原因が（現時点では）認められない。」としているにすぎない。

このように症状論は、事件性認定の積極的根拠ではない。このことを確認する意味で、添付資料の6「症状論は事件性認定の積極的根拠にはならない」として図示する。

確定判決が事件性を認定した根拠は唯一土橋鑑定だけである。

土橋鑑定は、主要事実「患者に対する筋弛緩剤投与」に直結する要証事実「鑑定資料中のベクロニウムの含有」を直接証明するただ一つの証拠であった。

原決定は「土橋鑑定について、仮に確定判決と異なる証明力を認めたとしても、これにより他の証拠の証明力に影響が及ぶものではない。」などと判示している。だが確定判決が事件性を認定する根拠と

した証拠は土橋鑑定意外にはない。よって「他の証拠の証明力に影響が及ぶものではない」とする原決定の判示は、完全な誤りである。

9 事案の全体像を把握せよ

(1) 思い込みにより基本的な捜査を欠いた事案

確定判決は「医療行為を装った殺人事件」と判示している。

医療行為を否定し殺人行為と認定するには、まずは患者の診療録等の医学資料を入手し専門家の分析を待たなければならない。

本件は、「筋弛緩剤事件」とする捜査関係者の強い思い込みから診療録を入手することすらせずに逮捕し、後戻りできなくなった案件である。このような捜査で医学的正解に到達できるはずがない。

また「筋弛緩剤」説からは患者受診時の主訴である腹痛と嘔吐、仙台市立病院で認められた高乳酸血症、肥大型心筋症、難聴などの医学的位置付けが全くできない。強制捜査前に医療記録を入手し、専門医師等による精査検討を求めたならば、全症状と全検査データを一元的に説明できる唯一の病態として、国指定特定疾患ミトコンドリア病(メラス)と、早晚、判明したのである。

捜査関係者は、小6女児急変の原因が直前の点滴の中身にあると思い込み、点滴を担当した請求人が筋弛緩剤を混入したに違いないと決めつけ、視野狭窄と思考停止に陥り、筋弛緩剤事件だけに絞った単線捜査、黒の捜査だけに終ってしまったのである。

請求人の点滴処置等は患者(急変)症状と何らの関係もない。

(2) 請求人の身辺から何らの痕跡も出てこない

確定判決の認定によると長期間の継続犯行となるが、請求人には全く動機がなく、何度も搜索してもその身辺から犯人性・事件性を疑わせる痕跡は何も出てこなかった。マスクユラックスの在庫不足は請求人の就職以前から存在していたし、粉末のみ抜き取られ溶解液だけが放置された状態を二度も発見した請求人は、溶解液と大書しガラス戸棚に整理し保管した。犯人像とは相いれない。

筋弛緩剤の数量不足は、むしろ、確定審で明らかになった「溶解液を不要とし粉末だけを使用することの多い北陵クリニック出入関係者」の安易な持出しを示唆する。また、問題とされた請求人の赤い針箱の持出しあり、建物の外にある医療廃棄物小屋に搬入しようとした行動にすぎないし、針箱の中身も、正規に使用された医療廃棄物だ

けであることも確定審で指摘したとおりである。

(3) 事案の全体を鳥瞰せよ

上記の指摘は、確定審で論じたほんの一部である。全体を鳥瞰せずに、鑑定などの細部にだけ入り込んでしまうと、「木を見て森を見ず」になり、事案の的確な把握に失敗することになる。

10 結語

土橋鑑定は本件の事件性を証明する唯一の証拠とされていた。土橋鑑定が採用した質量分析の手法は、ベクロニウムそのもの(未変化体)から質量分析により $m/z 258$ が検出されることを前提に、 $m/z 258$ 検出を手がかりにしてベクロニウムの未変化体を検出しようとするものである。そしてベクロニウムの標品と鑑定資料から揃って $m/z 258$ を検出したとし、これにより、鑑定資料中のベクロニウムの未変化体の含有を証明したとする。

志田実験鑑定は、ベクロニウムそのもの(未変化体)を質量分析しても $m/z 258$ が検出されないことを実証し、その実験データを添付した意見書を新証拠として提出した。

検察官は、 $m/z 258$ はベクロニウムの分解物(変化体)の分子量関連イオンの指標であること、そして $m/z 258$ を検出する手法では未変化体の含有を証明できないことを認めるに至った。

原決定は、 $m/z 258$ がベクロニウムの分解物(変化体)の分子量関連イオンの指標であると認めた。しかし、ベクロニウムは不安定な化合物であり、その標品を質量分析した場合でも $m/z 258$ が検出されてしまうとして、 $m/z 258$ を検出する土橋鑑定もベクロニウム未変化体を検出できる手法であるなどと、分析化学では考えられない判断をしている。

だが、一方で土橋鑑定の手法では未変化体と変化体を区別して検出することができないことを認め、同鑑定を事件性の「証明」ではなく、事件性を「推認」する根拠と位置付けたのである。しかし、このような「推認」だけの事実認定は、「事実の証明は証拠による」とする証拠裁判主義に違反する。

ところで、土橋鑑定は $m/z 258$ を検出したとされているが、 $m/z 258$ はベクロニウムの分解物(変化体)の指標イオンであるから、同イオンを検出する手法でベクロニウムの分解物と未変化体の

区別は不可能である。そもそも、土橋鑑定の手法では、ベクロニウムの未変化体を検出することは、はじめから不可能だったのである。確定判決自体に「事件性の証明不可能」が内在しており、これが新証拠の志田実験鑑定書により明らかになったのである。

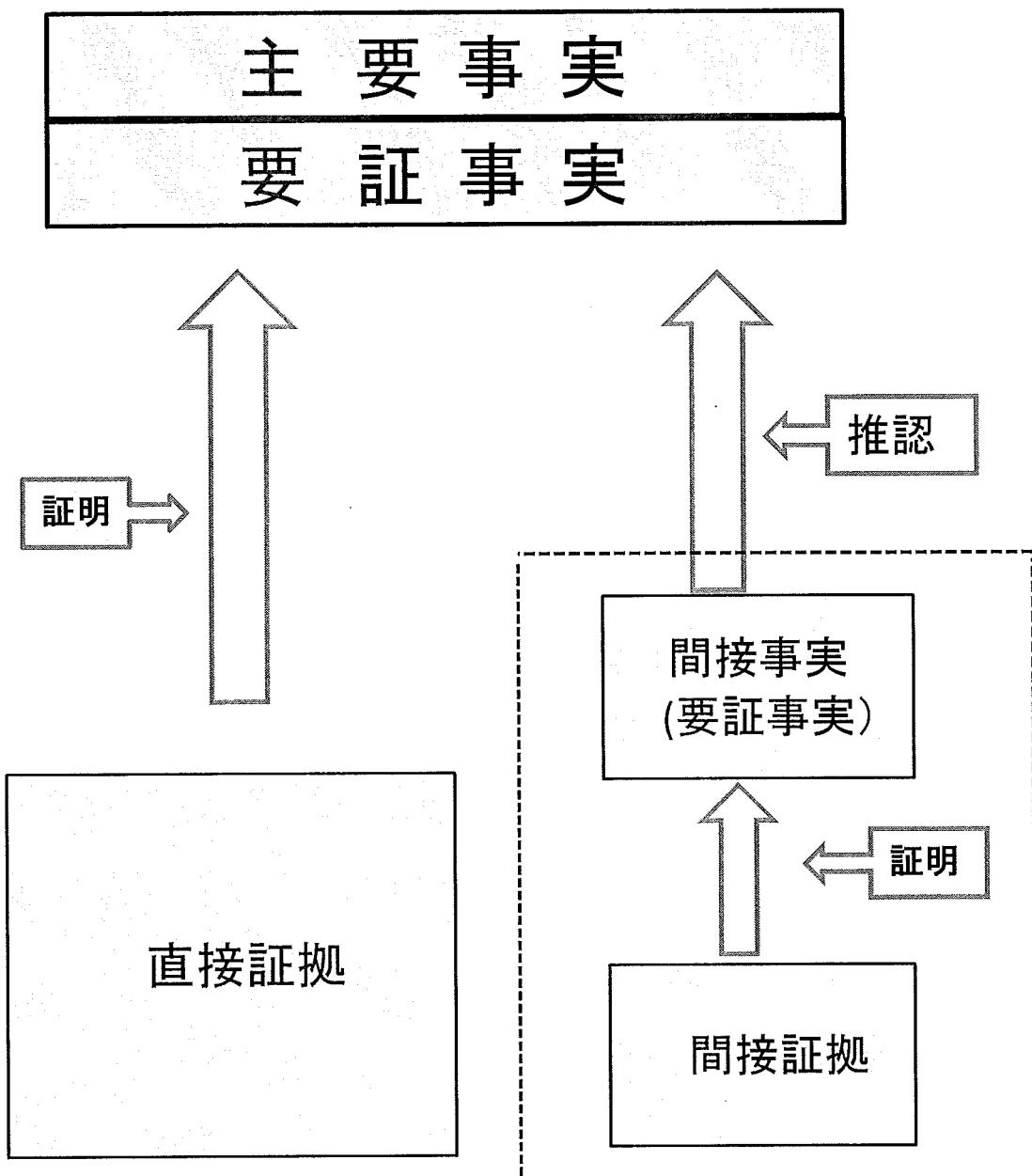
無辜は速やかに救済されなければならないのである。

もはや問題解決の先延ばし、再審開始の先送りは許されない。

貴仙台高等裁判所は原決定を取消し、再審を開始されたい。

以上

主要事実の認定構造



確定判決の認定構造

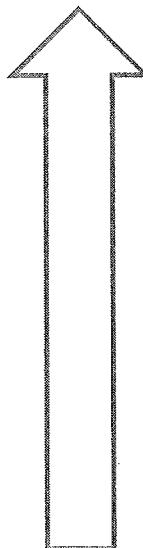
主要事実

「患者に筋弛緩剤が投与されたこと」

要証事実

「鑑定資料中にベクロニウムが含有されること」

証明



直接証拠

土橋鑑定

「鑑定資料からベクロニウムが
検出されていること」

志田鑑定の実質的証明力

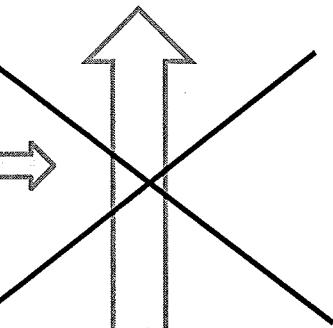
~~主要事実~~

「患者に筋弛緩剤が投与されたこと」

~~要証事実~~

「鑑定資料中にベクロニウムが含有されること」

証明 →



~~直接証拠~~

~~土橋鑑定~~

「鑑定資料から
ベクロニウムが
検出されていること」

~~実質証拠~~

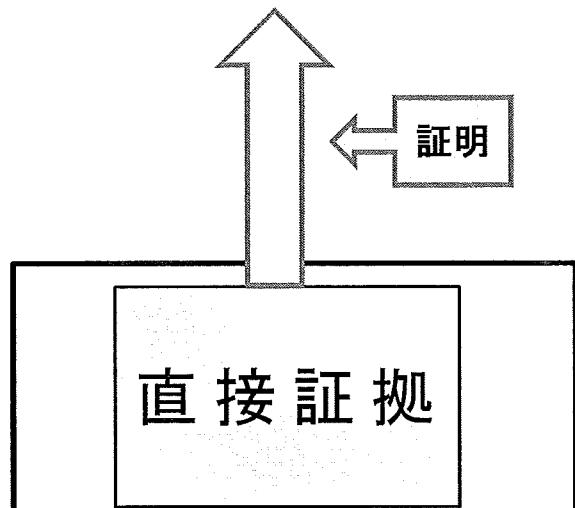
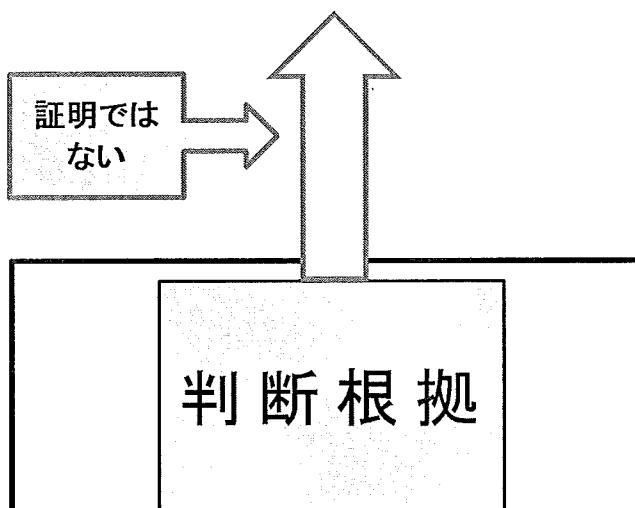
~~志田鑑定~~

「鑑定資料から
ベクロニウムを検出した
とする土橋鑑定の証拠
価値が否定されること」

原審検察官が主張する認定構造

要　証　事　実

「鑑定資料中にベクロニウムが含有されること」



土橋鑑定

「鑑定資料からベクロニウムが検出された i ii の可能性を判断できること」

i $m/z 258$ は鑑定資料中のベクロニウムが分析中に加水分解されて検出された可能性

ii $m/z 258$ は鑑定資料中のベクロニウムが分析中に開裂してフラグメントイオンとして検出された可能性

補足事項

(土橋鑑定の終了後に、廃棄の予定で残されていた冷凍保管中の試料を、異なる手法で分析したところ、

「 $m/z 279$ というベクロニウムの分子量に関連するイオンを検出していたこと」)

原決定の認定構造

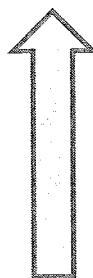
主 要 事 実
「患者に筋弛緩剤が投与されたこと」



推 認

「鑑定資料中にベクロニウム(未変化体)又は
その分解物(変化体)が存在すること」

証明された事実ではない



推 認

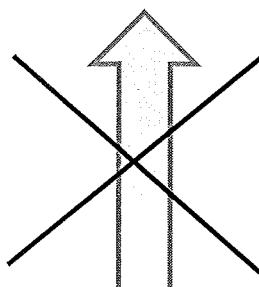
土橋鑑定

「鑑定資料から(ベクロニウムからか、分解物
からか、その何処からかには触れず)
ベクロニウムの分解物の分子量関連
イオンであるm/z258が検出されていること」

証拠としての情報であり事実ではない

症状論は事件性認定の 積極的根拠にはならない

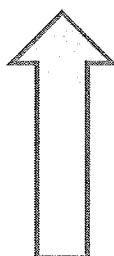
主　要　事　実
「患者に筋弛緩剤が投与されたこと」



根拠にならない

患者の症状が筋弛緩剤の薬効と矛盾しないこと

患者の症状を説明する他の原因が
(判断の時点では)認められないと



橋本保彦ほか検察側証人の証言

各患者の症状を説明する証拠にはなりえても、
事件性の積極的証拠とはならない